

第4 | 回下妻市新型コロナウイルス感染症対策本部会議決定事項 (令和3年8月6日開催)

政府は8月5日、「まん延防止等重点措置」の適用地域に茨城県など8県を追加し、期間は8月8日から8月31日までとすることを決定しました。

これを受けて茨城県は、8月5日時点の「直近1週間の人口1万人当たりの新規陽性者数」が1.5人以上となった本市を含む38市町村を対象区域に指定しました。

また、対象区域から外れた日立市など6市町を県独自の緊急事態宣言の対象とし、8月6日から8月19日までとしていた発令期間を8月31日まで延長することを決定しました。

本市においては、「直近1週間の人口1万人当たりの新規陽性者数」が6.29人と、高水準で推移していることから、市民の皆様には引き続き気を緩めることなく、感染症対策の実施についてご協力をお願いします。

本市では、まん延防止等重点措置の対象区域に指定されたことを受け、以下について令和3年8月8日(日)から8月31日(火)まで対応することとします。

本市の対応について

(1) 各部署の事業・行事等について

- 不特定多数の参加が予定されている事業等に関しては、原則中止とする。
- 延期が可能であれば延期を検討する。
- 緊急性・必要性の観点から実施が不可欠であるときは、人数制限や感染対策の徹底、リモート開催など、各部署等の判断で行う。

(2) 公共施設等の対応について

- 公共施設等は、屋内・屋外を問わず、原則閉鎖とする。
- ※但し、施設により開設が必要と判断される場合は、その限りでない。

(3) 職員の勤務体制について

- テレワーク等を活用し、出勤者数の削減に努める。

(4) 飲食店の営業時間短縮等について

- 市内すべての飲食店に対し、午後8時から午前5時までの営業自粛を要請する。
- 酒類の提供(持ち込み)は、終日停止とする。
- その他は、まん延防止等重点措置による。

(5) 部活動の制限について

- まん延防止等重点措置による。

※上記決定事項については、感染状況等や国・県の動向により変更となる場合があります。